

平成22年5月27日
行 財 政 局
〔 担当 財政部契約課 〕
Tel 222-3311

入札・契約制度の改善について

京都市では、入札・契約の公正性、透明性及び競争性の向上を図るとともに、談合等の不正行為の防止・排除を徹底するため、様々な取組を進めています。

この度、適正価格での契約の推進と一層の品質確保等のため、**低入札対策の充実など**、**入札・契約制度を改善し、本年6月1日から実施します。**

記

1 低入札対策の充実

公共工事に係るダンピング受注は、品質の確保に支障を及ぼすだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化等につながり、市民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものです。

そこで、公共工事における適正価格での契約の推進と一層の品質の確保のため、**入札対策の充実**を図ります。

(1) 低入札価格調査（※1参照）を経て契約を締結した場合の対応〔新規〕

低入札価格調査を経て契約を締結した場合は、当該工事が完了するまで、同一種目の他の工事の入札に参加できないこととしています。今回、この対応に加え、次の新たな対応を開始します。

ア 前払金の引下げ

前払金を契約金額の4割から2割に引き下げます。

イ 契約保証金の引上げ

契約保証金を契約金額の1割から3割に引き上げます。

ウ 中間前金払制度の適用除外

中間前金払制度（※2参照）を適用しないこととします。

(2) 低入札価格調査における不適格事例等の公表〔新規〕

低入札価格調査を円滑に進めるとともに、制度の透明性を向上させるため、提出資料の一覧と提出に当たっての留意事項、更には契約の相手方として不適格（失格）とみなす事例を取りまとめ、ホームページ等で公表します。

(3) 測量及び地上物件調査業務委託における最低制限価格（※3参照）制度の導入 〔新規〕

公共工事と同様に、測量及び地上物件調査業務委託についても、一層の品質の確保を図るとともに、適正価格での契約を推進するため、最低制限価格制度を導入します。

最低制限価格：予定価格の3分の2

2 格付要領の見直し

工事及び測量・設計の格付（市内中小事業者を対象）について、よりの確な評価を行うため、次のとおり格付要領を見直します。

(1) 工事及び測量・設計〔充実〕

新たな格付において「昇格できないこととなる落札実績のない期間」を直前4年間から5年間に延長します。

(2) 工事〔充実〕

本市発注工事における「平均工事成績の対象期間」を直前4年間から5年間に延長します。

※1 低入札価格調査とは

あらかじめ設定した調査基準価格（低入札調査基準価格）を最低入札金額が下回った場合に、その入札者が適正に履行できるかどうかを判断するための調査
この調査に基づき、その入札者を落札者とするかどうかを判断する。

※2 中間前金払制度とは

既に前払金を支出した工事について、工期の半ばで当該工事の出来高が50%以上等の一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に請負金額の2割を追加して支払う前金払制度

※3 最低制限価格とは

落札価格の最低限度の基準として設定する価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となるため、最低制限価格は契約の下限額となる。